

板野町子どもの読書活動推進計画
【第三次推進計画】

令和4年3月

板野町教育委員会

はじめに

読書活動は、子どもが言葉を学び、その言葉に対するイメージを膨らませます。その中で、人をいたわる心や感動を心に刻み、知性や感性を豊かなものにするので、人生をより深く豊かにしていく上で欠くことができないものです。

現在、多種多様な本があふれる豊かな社会となっておりますが、スマートフォンなどの各種情報メディアの急速な発達・普及や子どもを取り巻く生活環境の変化により、子どもたちは読書から離れているように思います。

そこで、読書の持つ計り知れない価値を認識し、子どもの読書活動を社会全体で支援するため、平成13年には「子どもの読書活動の推進に関する法律」が施行され、地方公共団体においても、子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画を策定し、施策の総合的かつ計画的な推進を図るよう努めることとされています。

このように読書の重要性が見直されている昨今において、国においては、平成30年4月に「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画（第四次基本計画）」が、県においては、令和元年10月に「徳島県子どもの読書活動推進計画〔第四次推進計画〕」が策定されました。

このたび、本町でも平成28年3月に策定された「板野町子どもの読書活動推進計画（第二次推進計画）」の基本的な考えを引き継ぐとともに、これまでの取り組みの成果や課題を検証し、子どもたちの人生をより豊かなものにするため一冊でも多くの本に親しみ、読書自体を楽しんでもらえるよう「板野町子どもの読書活動推進計画（第三次推進計画）」を策定しました。

この「板野町子どもの読書活動推進計画（第三次推進計画）」は、全ての子どもが豊かな心を育み、自ら読み深めたいという意欲を養うため、子どもが自主的に読書活動に取り組むことができる環境の整備や、家庭・学校・地域間の連携協力のもと、子どもたちの読書活動の推進に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり貴重なご意見、ご協力をいただきました皆様に心から感謝申し上げますとともに、今後ともご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和4年3月

板野町教育委員会
教育長 谷川 健二

目 次

第1章	子どもの読書活動推進の基本的な考え方	1
1	策定趣旨	1
2	基本方針	1
3	推進計画の体系	2
4	計画の期間	2
第2章	子どもの読書活動推進への方策	3
1	家庭における読書活動の推進	3
2	学校等における読書活動の推進	4
	(1) 保育園・幼稚園における読書活動	4
	(2) 小学校における読書活動	5
	(3) 中学校における読書活動	6
3	地域における読書活動の推進	7
	(1) 図書館における読書活動	7
	(2) 児童館における読書活動	8
	(3) 障がいのある子どもの読書活動の支援	8
	(4) ボランティア団体等における読書活動	9
第3章	家庭・学校・地域の連携強化	10
第4章	情報収集及び啓発広報活動の推進	11
第5章	子どもの読書活動推進体制の整備	11
解 説		12
参考資料		13

第1章 子どもの読書活動推進の基本的な考え方

1 策定趣旨

今日、多種多様な本があふれる豊かな社会となっていますが、テレビ、インターネットなどの各種情報メディアの急速な発達・普及や、子どもを取り巻く生活環境の変化などにより「子どもの読書離れ」が進んでいます。

このような状況を踏まえて、国は子どもの読書活動推進のための取り組みを進めるため、平成13年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」を公布・施行しました。この法律に基づき、平成14年8月には、全ての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的に読書活動ができるように、積極的に環境整備を図ることを基本理念とした「子どもの読書活動の推進に関する基本的計画」が定められました。

そして、平成20年3月には第二次基本計画が、平成25年5月には第三次基本計画が、また平成30年4月には第四次基本計画がそれぞれの前計画の成果と課題を検証した上で、今後の施策の基本的方針と具体的な方策を明らかにするものとして、策定されています。

徳島県においても、国の基本的な計画に基づいて、「徳島県子どもの読書活動推進計画〔第四次推進計画〕」が令和元年10月に策定されました。

本町においても、「板野町子どもの読書活動推進計画（第二次推進計画）」の基本的な考えを引き継ぐとともに、施策の方向性と具体的な取り組みを新たに示すものとして「板野町子どもの読書活動推進計画（第三次推進計画）」を策定します。

2 基本方針

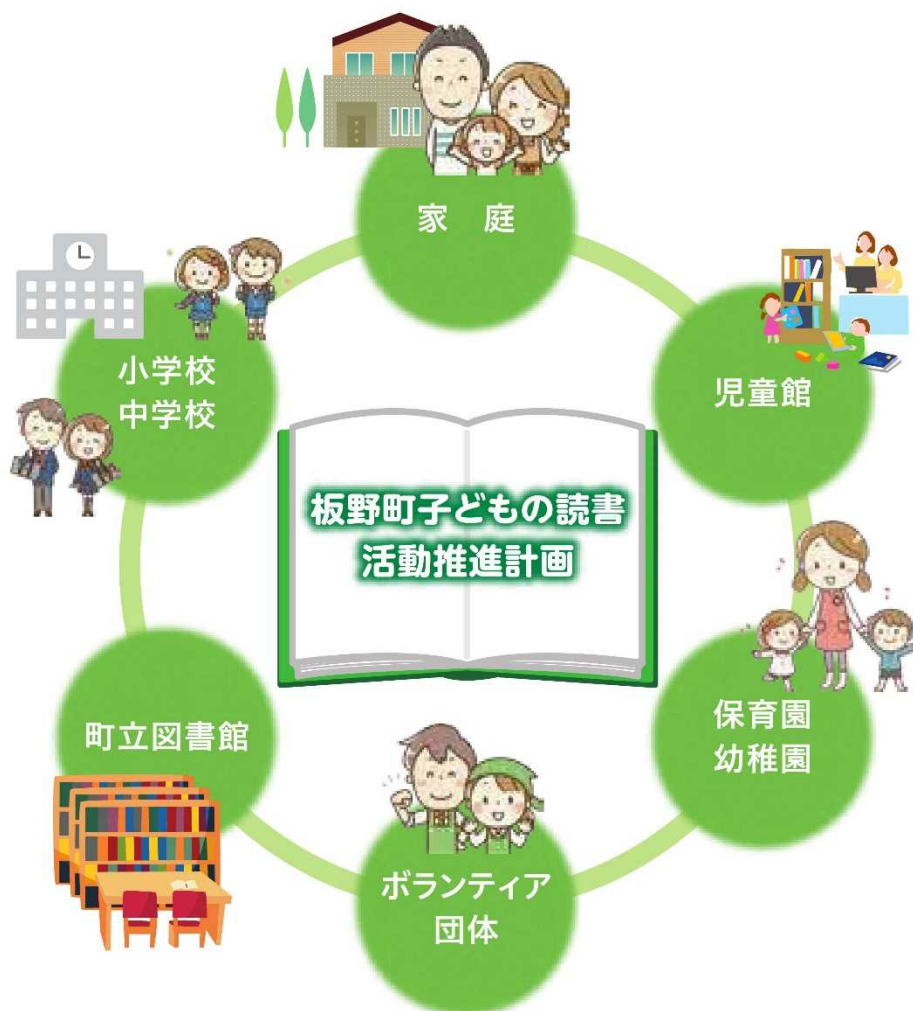
読書活動は、子どもが言葉を学び、その言葉に対するイメージを膨らませます。その中で、人をいたわる心や感動を心に刻み、知性や感性を豊かなものにするため、人生をより深く豊かにしていく上で欠くことができないものです。

また、「文字・活字文化が、人類が長い歴史の中で蓄積してきた知識及び知恵の継承及び向上、豊かな人間性の涵養並びに健全な民主主義の発達に欠くことのできないものである。」（「文字・活字文化振興法」第一条）とされ、義務教育として行われる普通教育においても、「読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと。」（「学校教育法」第二十一条）とされています。

この「板野町子どもの読書活動推進計画（第三次推進計画）」は、全ての子どもが豊かな心を育み、自ら読み深めたいという意欲を養うため、子どもが自主的に読書活動に取り組むことができる環境の整備や、社会的気運を醸成し、一冊でも多くの本に親しむ人生を歩めるよう、家庭・学校・地域間の連携協力のもと、子どもの読書活動を推進します。

3 推進計画の体系

全ての子どもが自主的に読書活動に取り組むことのできる環境の整備を進めるために、本町では、次の体系図に示されるような家庭や学校、そして地域等において多くの団体や個人が連携・協力し、子どもの自主的な読書活動を推進するための環境整備を図ります。



4 計画の期間

計画の期間は、令和3年度からおおむね5年間とし、必要に応じて見直しを行うものとします。

第2章 子どもの読書活動推進への方策

1 家庭における読書活動の推進

《現状》

日常生活を通して家庭は、子どもが本に親しむ環境づくりの基礎的役割を担います。乳幼児期に、読書をきっかけにして親子がコミュニケーションを図ることで親子間のふれあいが生まれ、親は子どもと落ち着いたひとときをすごすことができ、子どもは言葉の意味を理解してくとともに親に対する信頼感や安心感を得ることが期待できます。

しかしながら、近年核家族化や共働きが進む中で保護者が子どもに関わる時間が減少しており、十分に読書に親しめるとは言いがたい状態です。また、子どもたち自身も趣味・塾などに費やす時間が多くなり、読書に対する関心が薄れています。

このため、子どもの読書に対する興味や関心を引き出せるよう、家族ぐるみで図書館や書店に足を運ぶなど、家庭で読書の時間を設け、子どもに読書の意義や楽しさが伝わるよう働きかけていくことが望まれます。

【取り組み】

- ・図書館、健康相談室、ボランティア団体等が連携し行っている「ブックスタート」事業を積極的に活用・推進します。
- ・乳児健診等の機会を捉えて、ボランティア団体などによる「読み聞かせ」や「ブックスタート」事業に取り組みます。
- ・読書への興味を引き出し、読書習慣の定着を図るため、「家読（うちどく）」を積極的に推進するよう努めます。
- ・乳幼児期からの読書習慣づくりの大切さについて啓発を努めます
- ・学校での「朝の読書」と連携し、家庭での読書活動を奨励します。
- ・家族みんなでの図書館の利用を促し、家族の読書を奨め、本のある生活を推奨します。
- ・リーフレットや広報紙を通じて、読書に関するイベントの情報提供に努め、参加を働きかけます。



ブックスタート事業

2 学校等における読書活動の推進

(1) 保育園・幼稚園における読書活動

《現状》

読書は、乳幼児期において大きな役割を果たします。乳幼児期から絵本に親しみ、保護者や保育者、友達などと絵本や物語の世界のおもしろさを共有し、心通わす体験は、人を思いやる心や、感動する心など豊かな心を育み、子どもが生涯を通じて読書習慣を身につけるための基礎づくりとなります。

そのため、子どもの発達段階や興味・関心に応じた絵本を選定したり、機会を捉えて「読み聞かせ」などを行ったりしています。今後において、自主的にかつ日常的に絵本や物語などに親しめるよう、読書環境を整え、子ども自らの意欲を喚起していく必要があります。

また、子どもだけでなく保護者などにも「読み聞かせ」や読書の意義・重要性を伝え、自発的な活動を支援していく必要があります。

【取り組み】

- ・ 幼児が落ち着いた環境の中で読書ができるよう、環境を整備します。
- ・ 絵本が楽しく、親しみをもって見えるような図書の充実を図ります。
- ・ 絵本コーナーや絵本の部屋など、環境の見直しや発達に応じた絵本の選択、読書活動の理解などについて教職員が研修を行い、意識の高揚を図ります。
- ・ 参観日などを利用して、保護者への読書啓発を進めます。
- ・ ボランティア団体と連携し、絵本の「読み聞かせ」や「おはなし会」の実施・充実に努めます。
- ・ 保育園・幼稚園における幼児の読書活動について広報に努めます。



東幼稚園
読み聞かせ



西幼稚園
絵本の時間



南幼稚園
読み聞かせ

(2) 小学校における読書活動

《現状》

本町の3小学校では「朝の読書」活動を行っており、毎朝、授業の始まる前の10分間、児童が各自自分の好きな本を黙読します。「毎日やる みんなでやる好きな本でよい ただ読むだけ」という方針で心を落ち着かせ集中力を高め、学習に備えています。また、この時間を利用して、月に1、2回程度、地域のボランティアの方に読み聞かせをしていただいています。

「朝の読書」では、各自読む本を始まる時間までに机の上に用意しておくこととなっており、家から本を持ってくる子もいますが、ほとんどの子どもが学級文庫から本を選んでいきます。そのような事実も踏まえ、学級文庫には多様な種類の本が用意されています。

また、図書委員会の子どもたちが中心となって、読書集会や読書まつりを開いたり、低学年のクラスに本の読み聞かせをしたり、学校の図書室から本を借り休日に読むようにするなど、本に親しむことができるような活動を各校がそれぞれ考え展開しています。

学校図書館では、蔵書数を増やすため毎年新刊図書を購入したり、町立図書館から団体貸出図書として各クラスに借り入れをしたりしており、子どもたちがあらゆる本と出会えるように本を充実する努力をしています。

しかしながら、司書教諭が専任でないこともあり、活発な読書活動の推進が難しいことや広報活動が十分でないこと、また、ゲームなどのデジタル遊具が蔓延しているため子どもの読書離れが問題となっており、学校から啓発するだけでなく、家庭においての協力も不可欠になっています。

【取り組み】

- ・児童が読みたい本の情報を把握し発信するなど、多様化した児童のニーズに応えていくため、図書館や学級文庫などの蔵書の質と量を充実させます。
- ・読書センター・学習情報センターとしての機能を充実し、魅力的な図書館を目指します。
- ・読書への興味や関心を高めるために、新着図書の紹介や「読書週間」や「読書の日」等に行事を実施するなど、図書委員会活動の活性化を促します。
- ・保護者をはじめとする地域の人々やボランティアグループとの連携を図りながら、「読み聞かせ」等を通して児童に読書の楽しさを知らせていきます。
- ・より効果的な図書館利用ができるように、図書館を学校の中心に位置づけます。
- ・町立図書館や学校間での連携を深めます。
- ・「朝の読書」や「読み聞かせ」などの読書活動の活性化に努めます。

(3) 中学校における読書活動

《現状》

板野中学校では、読書週間に『朝の15分間読書』を実施しています。近年の学校評価アンケートによると、「朝読書以外にも読書をしている」と答えた生徒が、平成30年度は39.4%、令和元年度で47.9%、令和2年度には47.6%と、若干の増減は見られるものの、全体的には半数近くにまで伸びている傾向があります。若者の読書離れが叫ばれて久しいですが、常に学校図書館を積極的に利用したり、寸暇を惜しんで読書をしたり、1か月に40冊を読了したという生徒もいたりするなど、個々の生徒に見るかぎり、読書はやはり魅力的なものようで、大変頼もしい感じがしています。

また本校では、『板野町読書ボランティアクラブ』による朝の読み聞かせが、実施から15年目を迎え、本校生徒の間にすっかり浸透定着してきました。教科の学習をはじめ、あらゆる学校教育活動の場面で、人の話をじっくりと聞き、自分の課題として考えることは肝要です。ボランティアの方が絵本をひろげて教壇に立たれると、生徒はしっかりと前を向いて傾聴する習慣が身につけてきました。

学級全員で読み聞かせを聞くことによって、教室には朝から穏やかな雰囲気漂い、落ち着いた状態で一日がスタートします。そしてそのような中で、生徒たちは一人ひとりが自らの進路についても真剣に考え、努力するようになりました。読み聞かせの活動は、自ら正しい判断で行動できる生徒の育成と、生徒の情操教育に多大なる貢献をしてくれています。

【取り組み】

- ・今後も継続的に『朝の15分間読書』を実施することで、読書に一層親しませます。
- ・読書感想文コンクールや読書感想画コンクールなどへの参加を通して、読書へのさらなる意欲を喚起し、生徒たちの読書力向上に努めます。
- ・読書ボランティアクラブの方々の読み聞かせを引き続きお願いするとともに、機会を捉えて教員も積極的に読み聞かせを行います。
- ・図書委員会の生徒と協同して、生徒の発達段階や興味関心に合った図書の選定を行います。
- ・各教科の教員にも教科に必要な図書を選んでもらい、授業で活用できる図書を充実させていきます。
- ・図書委員会の生徒の活動として、図書の貸し出しや運営以外に、学級文庫の充実や学校図書館の環境整備に努めます。
- ・図書館だよりを発行し、『おすすめの1冊』を全校生徒に紹介するなど、積極的に広報活動を行い、情報発信していきます。
- ・生徒にとってさらに有益で利用しやすい学校図書館となるよう、町立図書館の団体貸出図書の借入れを行うなどの連携を図り、所蔵図書のデータベース化を推進していきます。
- ・学校図書館の運営がさらに活性化するよう、司書教諭の配置や教職員の協力体制、保護者や地域の方々との連携について検討していきます。

3 地域における読書活動の推進

(1) 図書館における読書活動

《現状》

地域の読書活動を支え、本に関する多様なネットワークの拠点である町立図書館では、子どもが自分の読みたい本を自由に選択し、本との出会いの機会をつくるため、絵本などの児童書を収集し、子どもが読書の楽しみを知り、自発的な読書活動のきっかけをつくるための環境づくりに努めています。

また、児童（高学年）を対象とした1日図書館員の実施や、ボランティア団体の協力を得て「おはなし会」を実施するなど、乳幼児期から子どもが本に親しめる図書館づくりに努めています。

しかしながら、立地的に子どもだけで来ることが難しいため、学校やPTAとも連携・協力し、団体貸出を実施するなど、読書の推進を図っていますが、読書推進の協議等は十分といえる状況ではありません。また、図書館を利用する子どもの年齢層に偏りがあり、全年齢層に利用してもらえるように工夫することが課題です。

子どもが求める本や情報を入手しやすいようにサービスの充実に努め、他の図書館等との連携をより強化し、利用者の利便性を高めていく必要があります。

【取り組み】

- ・地域における読書活動の中核施設として研修等を行い、教育関係者やボランティア団体等との連携の強化に努めます。
- ・おはなし会の充実に努め、親子の「読み聞かせ」を推進します。
- ・子ども向けの図書や資料の充実に努めます。
- ・子どもや保護者が読書に親しむ機会づくりのために、行事の開催や広報を行います。
- ・調べ学習などに対する資料の提供や職場体験の受け入れを行います。
- ・学校・児童館等の読書環境の充実のため、図書の団体貸出を促進します。
- ・読書推進や児童サービスのための研修会へ積極的に参加し、職員の資質と図書館サービスの向上に努めます。
- ・県立図書館や他の公立図書館と連携し、「レファレンス」サービスの充実や所蔵していない資料等の貸出サービスの向上に努めます。
- ・障がいのある子どもの読書活動を支援するため、ボランティアの協力を得て、点字図書等の整備に努めます。



1日図書館員

(2) 児童館における読書活動

《現状》

本町には児童館が3館設置されており、利用形態は自由来館型で、利用対象者は乳幼児から義務教育終了までの子どもとしております。

各館には図書室を設置しておりますが、多目的に使用しており、静かに本を読む読書環境としてのスペースを確保できにくい状態にあります。

また、蔵書の種類・数量においても十分とは言えず、児童館の利用者も幅広いため、毎日の「読み聞かせ」の実施については難しい面もあります。

しかしながら、町立図書館の団体貸出を利用して、季節や子どもの年齢にあった図書の借り入れや、児童館行事での紙芝居や人形劇等の実施、ボランティアによる「読み聞かせ」などを実施して読書に親しむ機会を設けており、今後も児童生徒の読書活動の推進に取り組んでいきます。

【取り組み】

- ・子どもが本に親しみ、読書に取り組めるように図書の充実に努めます。
- ・町立図書館の団体貸出を利用して、季節や子どもの年齢・興味に合った図書を借り入れ、幼児等の読書への意識高揚に努めます。
- ・ボランティアグループと連携し、絵本の「読み聞かせ」等の実施・充実に努めます。
- ・町社会福祉協議会と協力し、中・高校生による児童館での「読み聞かせ」の実施に努めます。

(3) 障がいのある子どもの読書活動の支援

《現状》

現代社会において障がいは重複化・多様化しており、障がいのある子どもの読書活動におけるニーズは、その障がいの状態により違ってきます。そこで、各種障がいに応じた読書活動を推進するために、拡大図書や点字図書などの充実、読書活動の支援等が求められます。

家庭・学校・図書館などの関係機関が連絡調整をしながら、その障がいのニーズに合わせた対応の拡充を今後とも図る必要があります。

【取り組み】

- ・子どもの障がいに応じた読書活動の支援・推進や読書習慣の確立を図ります。
- ・家庭や学校等における絵本の「読み聞かせ」やおはなし会の実施・充実に努めます。
- ・拡大図書、点字図書の整備・充実に努めます。
- ・町立図書館を中心に、貸出サービス等の拡充を図ります。

(4) ボランティア団体等における読書活動

《現状》

本町の読書に関わるボランティア団体は、町内各施設において定期的に「読み聞かせ」を中心としたお話会を実施するなど、地域に根ざした活動を展開しています。

このような活動を通して、子どもの読書機会を創出するとともに読書活動の推進に関する理解や関心を広めるのに、大きく寄与しています。また、各ボランティア団体が主体性を持ちつつ団体相互の連携・協力を図ることで、団体の活動内容を更に充実させ、子どもの読書活動をより一層推進することに繋がっています。

しかしながら、子どもの読書離れに歯止めをかけるには、ボランティアの技術面における研修機会の設定や人材確保という課題への対応が必要です。今後、行政や教育機関、地域住民との連携のあり方や啓発活動の方法を各団体間で工夫していくことが求められます。

【取り組み】

- ・各幼・小・中学校・児童館・保育園・図書館等における読書活動を充実させるため、各団体の組織活性化、環境整備等へのさらなる取り組みに努めます。
- ・子どもの読書に関する行事・イベントへの積極的な参加を促し、ボランティア各自の資質向上、団体の人員増を目指します。
- ・関係機関との情報交換や連絡体制の確立に努め、各団体の活動内容の充実を図ります。
- ・ボランティアによる読書活動の内容について広報に努めます。
- ・図書館、健康相談室、ボランティア団体等が連携し「ブックスタート」事業を通して読み聞かせの実施や意義の周知に取り組みます。



ボランティア団体による幼稚園での読み聞かせ

第3章 家庭・学校・地域の連携強化

《現状》

子どもの読書活動の推進を全体的に進めていくなかで、家庭・学校・地域（町立図書館・児童館・ボランティア団体等）の関係団体が連携・協力を図り、子どもたちがたくさんの本と出会える環境づくりに取り組むことが求められています。

子どもたちがたくさんの本と出会えるようにするため、各小学校の学年PTA役員が定期的に図書館の団体貸し出しを利用し、その学年の子どもに読ませたい本を選び、学年に配置するという取り組みを行い、読書環境の充実に努めています。

また、保育園、幼稚園、小学校、図書館等での読み聞かせ活動の実践により、成果をあげておりますが、さらなる読書活動の充実に図るため、連携を図り、活動の輪を広げ、効率を上げていく必要があります。

【取り組み】

- ・「読み聞かせ」ボランティアの養成及び資質向上を図るため、研修会や養成講座開催等の取り組みを推進します。
- ・読書に関する講演会等を開催し、子どもの読書活動の意義や大切さなどの理解の促進及び連携についての認識の確立に努めます。
- ・家庭・学校・地域間の情報交換に努め、連携・協力の方策を整え、子どもの読書活動を推進します。



tupera tupera 亀山達也さん
絵本ライブ



山本孝さん子育てトーク

第4章 情報収集および啓発広報活動の推進

《現状》

子どもが読書に興味を持ち、読書に親しむためには、読書活動に関する情報環境を整えるとともに、町全体での子どもを取り巻く読書活動推進への理解と協力が必要です。

子どもが読みたい本や、子どもに読んで欲しい推薦図書などの情報、学校や図書館等の地域社会で行われる読書活動やイベントの情報を収集し、町の広報紙等を通じて積極的に提供するとともに、読書活動の意義や重要性についての啓発を促進することが大切です。

さらに、「子ども読書の日」の制定の趣旨にふさわしい行事を実施したり、「子どもの読書週間」に具体的な取り組みを行ったり、継続的な実践を推進していくことが大切です。

【取り組み】

- ・「子ども読書の日」、「子どもの読書週間」を中心にして、啓発広報活動を推進します。
- ・子どもの読書活動の推進を図るため、他町の事業等の情報を収集し、それを板野町の事業においても活用し、全町的な啓発広報を推進します。
- ・家庭・学校・地域（町立図書館・児童館・ボランティア団体等）の関係団体が連携・協力を図りながら、ポスター、リーフレット等の配布を行い、啓発活動を推進します。
- ・町のホームページや広報いたの「すがお」を通じて、イベントや新着図書案内など、積極的に情報を提供します。
- ・学校、図書館等において、推薦図書の展示・紹介に努めます。

第5章 子どもの読書活動推進体制の整備

《現状》

子どもの読書活動の推進を図るためには、家庭・学校・地域の関係団体が連携・協力し、総合的な施策を推進していく必要があります。本町では、各小・中学校において「朝の読書」が実践され、保育園、幼稚園、小・中学校等においてはボランティアによる「読み聞かせ」活動も行われ、効果を上げているところです。しかし、相互の実践の把握及び連携については十分といえないところがあります。

今後、子どもの読書活動の充実・推進を図るために、引き続き連携体制を構築する必要があります。

【取り組み】

- ・子どもの読書活動の推進を図るために、家庭・学校・地域の関係団体間で連携・協力の方策、情報交換及び進捗状況の検討等を行います。
- ・定期的に子どもの読書活動の調査を行い、読書活動の実態を把握し、具体的な取り組みに生かすよう努めます。
- ・国、県、郡及び読書の関係団体の研究・調査等の事業を積極的に活用するように努めます。
- ・関係団体間で連携・協力しながら読書活動推進に繋がる講演会等を開催していきます。

・朝の読書

朝の読書運動として、1988年に千葉県私立女子高校で2人の教師により提唱、実践され、全国に広がった読書推進運動。毎朝、ホームルームや授業のはじまる前などに、生徒と先生が各自に自分の好きな本を黙読する活動。

「みんなでやる、毎日やる、好きな本でよい、ただ読むだけ」の4原則の下行われ、実施校は、平成26年5月26日において約28,000校となっている。

・家 読（うちどく）

「家読」とは「家庭読書」の略語で、家族で本を読んでコミュニケーションをとり、家族の絆づくりをすることを目的としている。

・ブックスタート（book start）

乳児健診等の機会に、赤ちゃんと保護者に赤ちゃん向け絵本の入ったブックスタート・パックを説明の言葉とともに手渡し、赤ちゃんと保護者が、絵本を介して、心ふれあう時間を持つきっかけをつくる活動。

・読み聞かせ

絵本を子どもに見せながら読んで聞かせる「読み聞かせ」は、「読み語り」「読み合い」ともいわれ、子どもに本の世界の楽しさを伝え、想像力や本に対する興味を喚起し、本と子どもを結ぶ重要な手段とされている。全国の図書館や学校などで実施されているほか、子育てのコミュニケーションツールとして、子育て支援センターや保育現場、学校などでも取り入れられている。

・レファレンス

利用者の問い合わせに応じて、図書館の資料と機能を使用し、図書の紹介や情報の提供を行うこと。

子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）

（目的）

第1条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

（基本理念）

第2条 子ども（おおむね18歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

（国の責務）

第3条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の努力）

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

（保護者の役割）

第6条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

（関係機関等との連携強化）

第7条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

（子ども読書活動推進基本計画）

第8条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第10条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、4月23日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第11条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。